

イギリス議会におけるハラスメント対応 ～独立苦情処理手続き～

2023.6.11.

上智大学法学部教授
日本学術会議連携会員

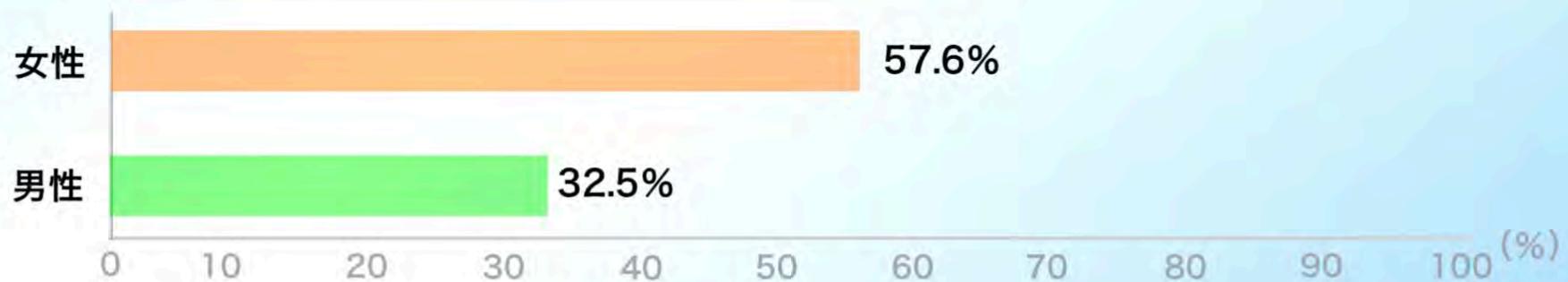
三浦まり



女性の政治参画への障壁等に関する調査結果 (令和2年度)

地方議員を対象に、政治参画を阻む要因を調査した結果
議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等から
ハラスメントを受けたかという質問に対して

**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%が
ハラスメント行為を受けた**と回答している。



政治分野における女性への暴力

- 議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるもの全てを選択）。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

内閣府委託調査「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」（令和2年）

政治における女性への暴力

- 女性を女性という理由で標的にする
- 女性を政治から排除することを目的とする
- 性的形態をとることが多い

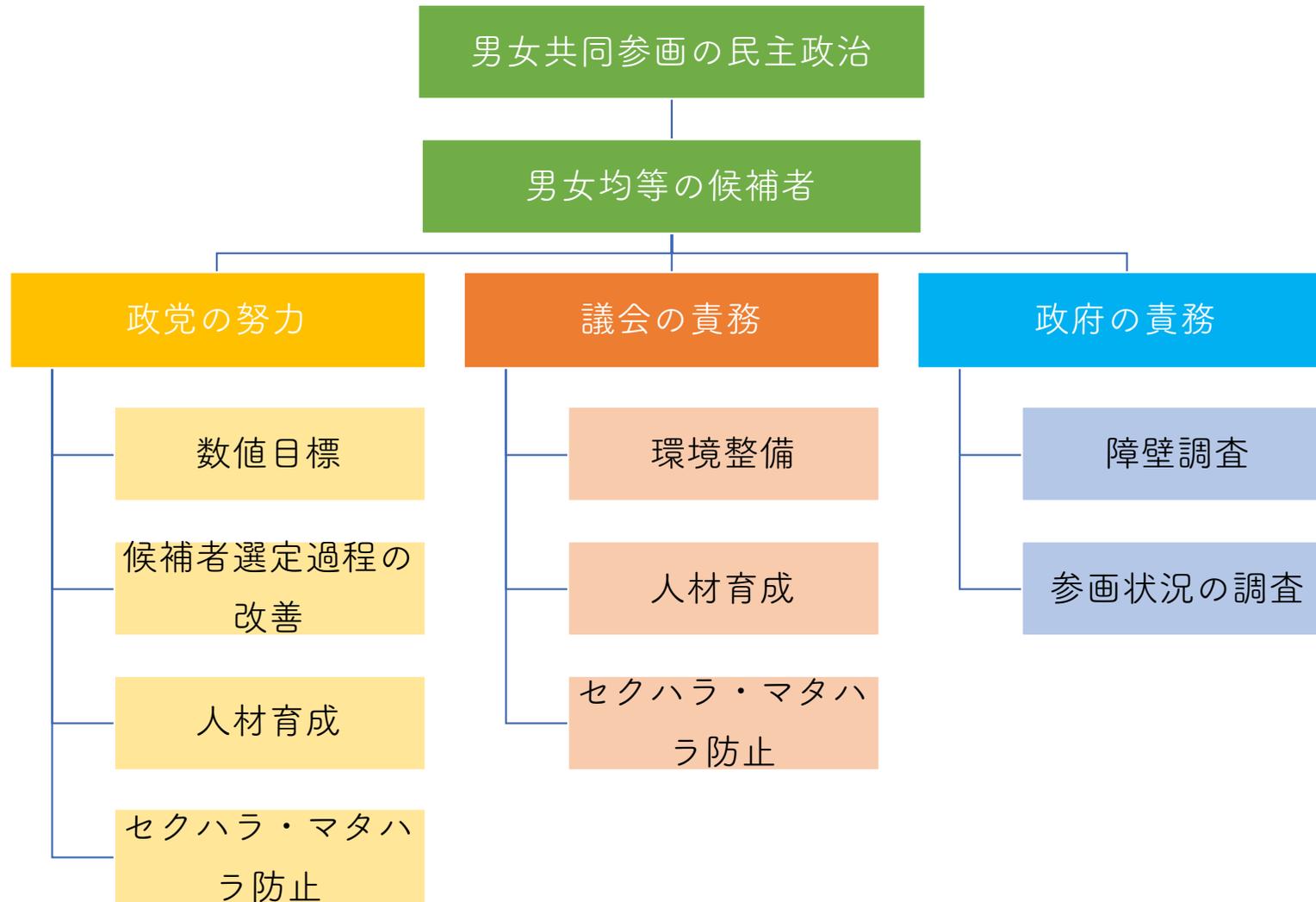
典型的なパターン

- 性的対象として貶める
- 女性は政治家に不向き、家庭のことに専念すべき
- ストーカー型（説教、付きまとい）の票ハラ
- 政治的目的のデマ、誹謗中傷
- オンライン・ハラスメント（見ている人にも影響）

影響は深刻

- 萎縮、自信を失う、不信感
- 精神不調（希死念慮を含む）、体調不調
- 立候補取りやめ

候補者男女均等法の構図



地方議会・自治体における条例

議員・職員のハラスメントに関する単独条例は25（2023.3.22時点、地方自治研究機構調べ）

- 特別職を含む職員＋議員が行為者：狛江市、五戸町、池田市、曾於市、大和市
- 特別職＋議員が行為者：あさぎり町
- 議員が行為者：川越市、忠岡町、七戸町、東松山市、世田谷区、中間市、三股町、愛別町、吉野川市、四日市市、えびの市、恵庭市、蔵王町、人吉市
- 特別職を含む職員が行為者：牛久市、山都町
- 一般職員が行為者：三戸町
- 議員・候補者が被害者：福岡県、大阪府

ハラスメントにおける関係者の範囲

行為者

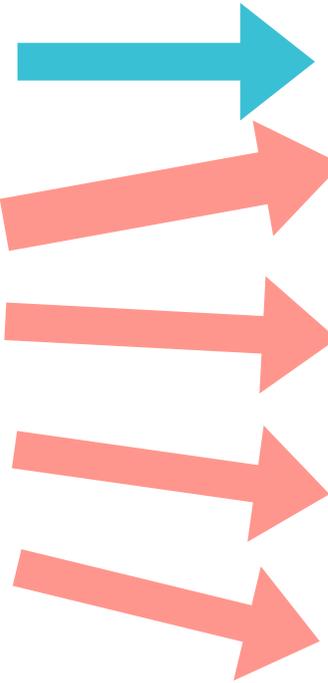
被害者

有権者・支援者

議員

首長

秘書



• 議員

• 職員

• 秘書

• 記者

• 選挙運動従事者・ボランティア

• インターン

見ている人

防止策

- 倫理規範
 - 不適切な行為の言語化
 - 責任の自覚
- 啓発活動
- 研修（少人数ワークショップ）
- 被害者の救済
 - 行為認定・謝罪、補償、再発防止措置、責任（正義の回復）
- 行為者への再発防止措置
 - 謝罪
 - 処分
 - 研修

イギリス議会の独立苦情処理手続き

- Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS)
- 2018年設立, 11人のスタッフ
- 行動規範 Behavior code
- 指針 policy セクハラ18頁、パワハラ19頁
- 相談→調査→処分
- 対象者：議会に関わるあらゆる人々
- 責任主体の明確化

行動規範

- ✓ 誰もを**尊重**し価値を認める——いじめ、ハラスメント、不適切な性的言動は許されない
- ✓ 自分の持つ権力、影響力、権威を**認識**し、濫用をしてはいけない
- ✓ 自分の行動が他者にどのような影響を与えるかを**考え**、彼ら・彼女らの物の見方を理解するよう努める
- ✓ 他者に対して職業人として**振る舞う**
- ✓ 議会は誠意、礼儀、相互尊重に関して最も高い倫理基準を満たすべきであることを**保障**する
- ✓ 許容できない言動を見かけたならばどのようなものでも**声を上げる**

定義

いじめ：いじめとは攻撃的、威嚇的、悪意のある、または侮辱的な言動であり、権力の行使あるいは濫用によって引き起こされ、それは人を弱体化し、怒らせ、傷つけ、屈辱を与え、貶め、あるいは脅かすものである。権力とは必ずしも権威的な立場に由来するわけではなく、個人的な強さや恐怖や威嚇によって強要する力を得るものもある。

ハラスメント：ハラスメントとは望まない言動であり、相手の尊厳を侵害する目的または効果を持ち、威圧的、有害な、下劣、屈辱的、あるいは攻撃的な環境を作り出すものである。

不適切な性的言動：不適切な性的言動とは性的加害、セクハラ、付きまとい、覗き見、また同意のない性的性質を持つ言動、あるいは脅迫する、威圧する、弱らせる、屈辱を与える、または強要する目的あるいは効果を持ついかなる性的言動をも含む広範な言動である。

相談フロー

相談

- ・ セクハラとパワハラは異なる窓口、専門団体に委託
- ・ 年約300人超（700超件）が利用
- ・ 匿名での相談も可能

調査

- ・ **独立調査官**による証拠・証言に基づく報告書、蓋然性の均衡（balance of probabilities）
- ・ 初期査定を経て、調査に進む
- ・ **インフォーマルな調停**も可能（報告書作成までの期間）
- ・ 報告書には申立人・被申立人が署名

処分

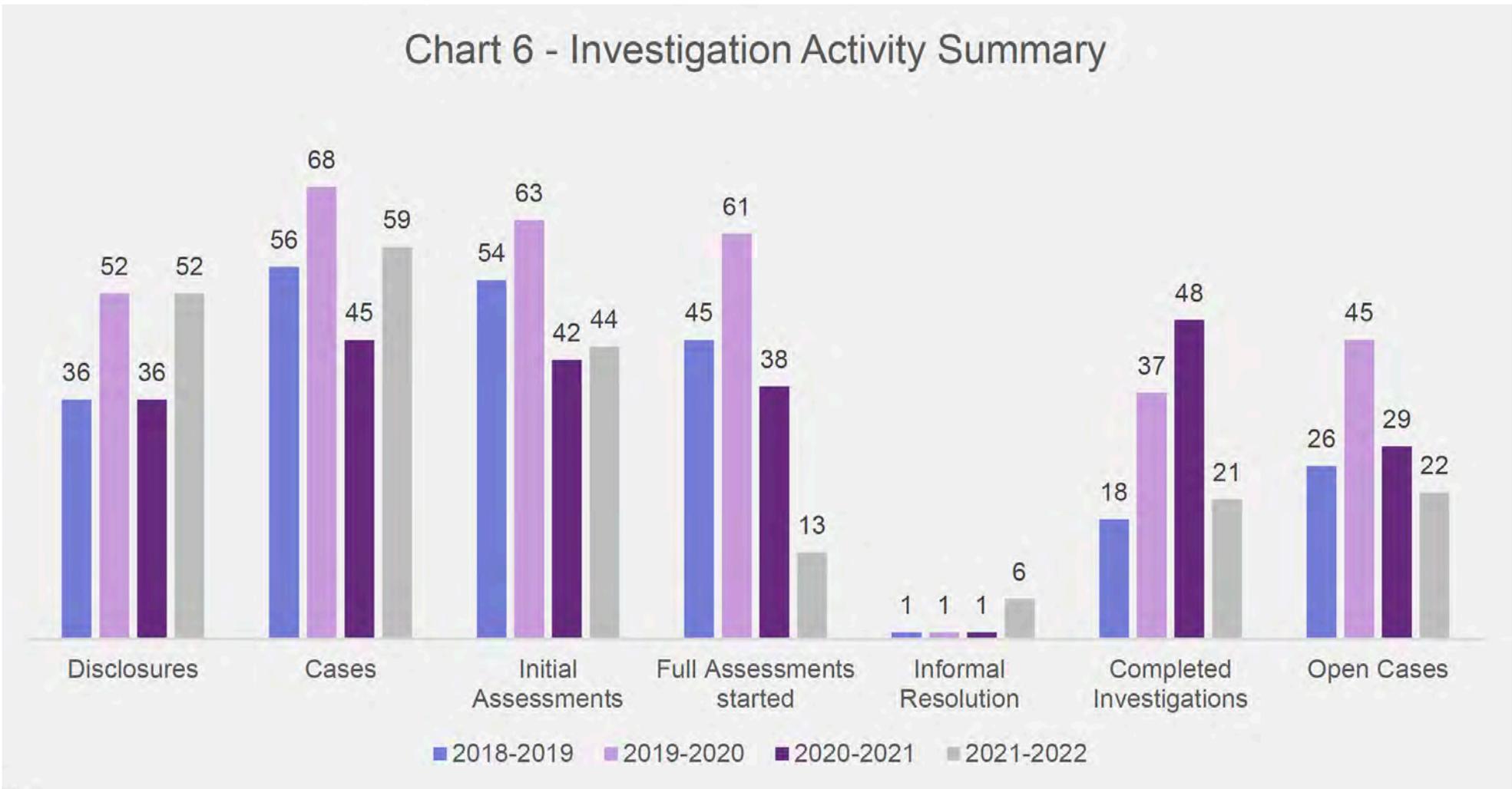
- ・ 議会倫理規範コミッショナー
- ・ **独立専門家パネル**（Independent Expert Panel）2回審査制
- ・ 議会による処分決定 → 調査報告書公開

議員に対する処分規定

- 議会倫理規範コミッショナー
 - 5年任期で民間人を任命
- 議員特権（議会の発言は免責）との兼ね合い
 - 議会での発言は処分対象にならない
 - 議会活動を制限する処分（出席停止や除名）には慎重な制度設計
- 独立専門家パネル IEP
 - ローラ・コックス報告書に基づき2020年に設置
 - 8人の専門家（法務、調停など）、3人からなる小委員会
 - 調査は行わず、調査報告書に基づく処分を決定
 - 議会倫理規範コミッショナー及びIEPの決定に不服申し立て可能
 - 処分決定の際に考慮すべき加重／軽減要素の明確化（権力濫用、報復、調停破棄、差別等）

事案件数

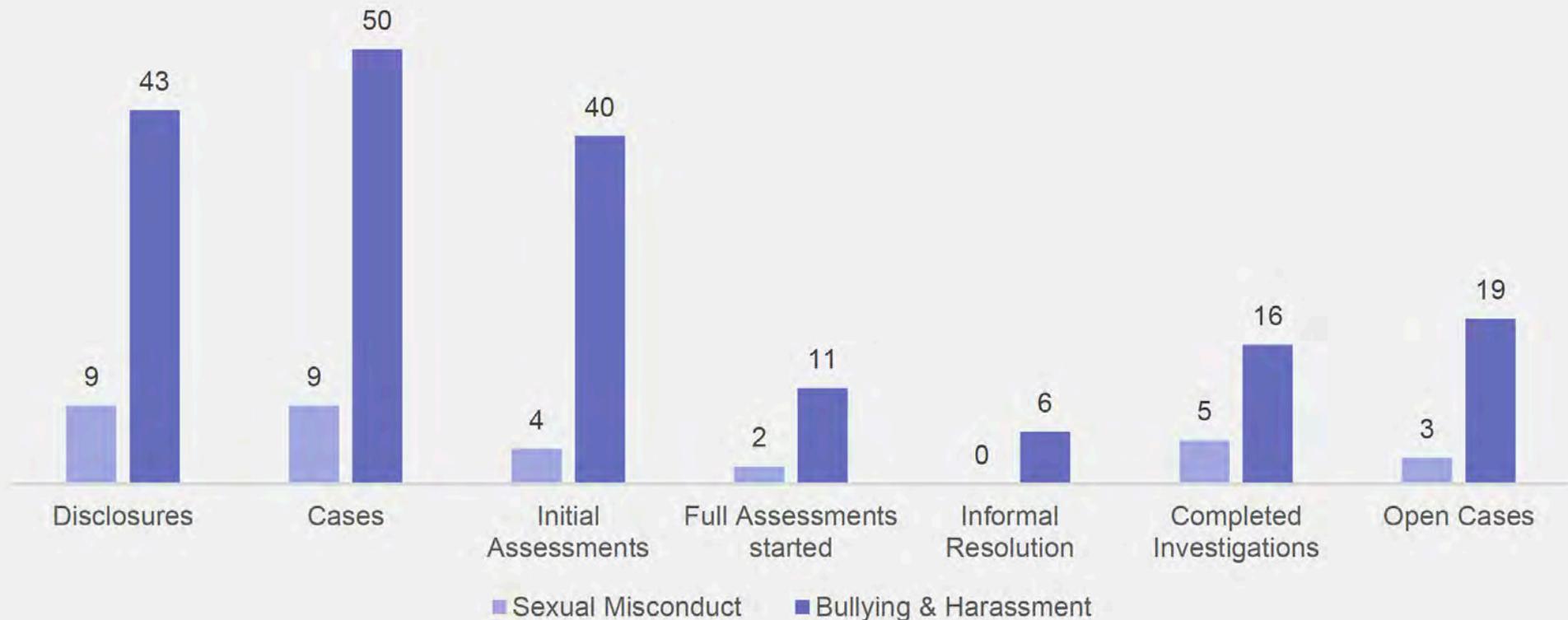
Chart 6 - Investigation Activity Summary



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

セクハラとパワハラ（2021）

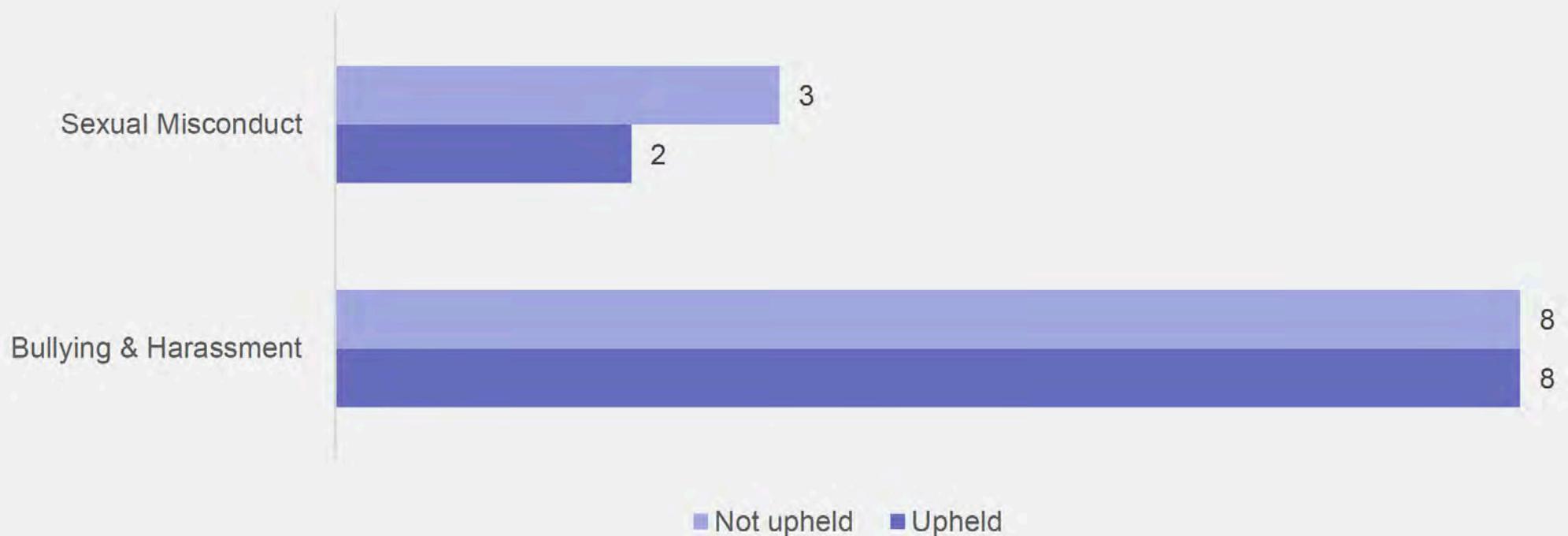
Chart 6a Investigation Activity Summary - Sexual Misconduct vs Bullying & Harassment



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

調査終了事案の結果(2021)

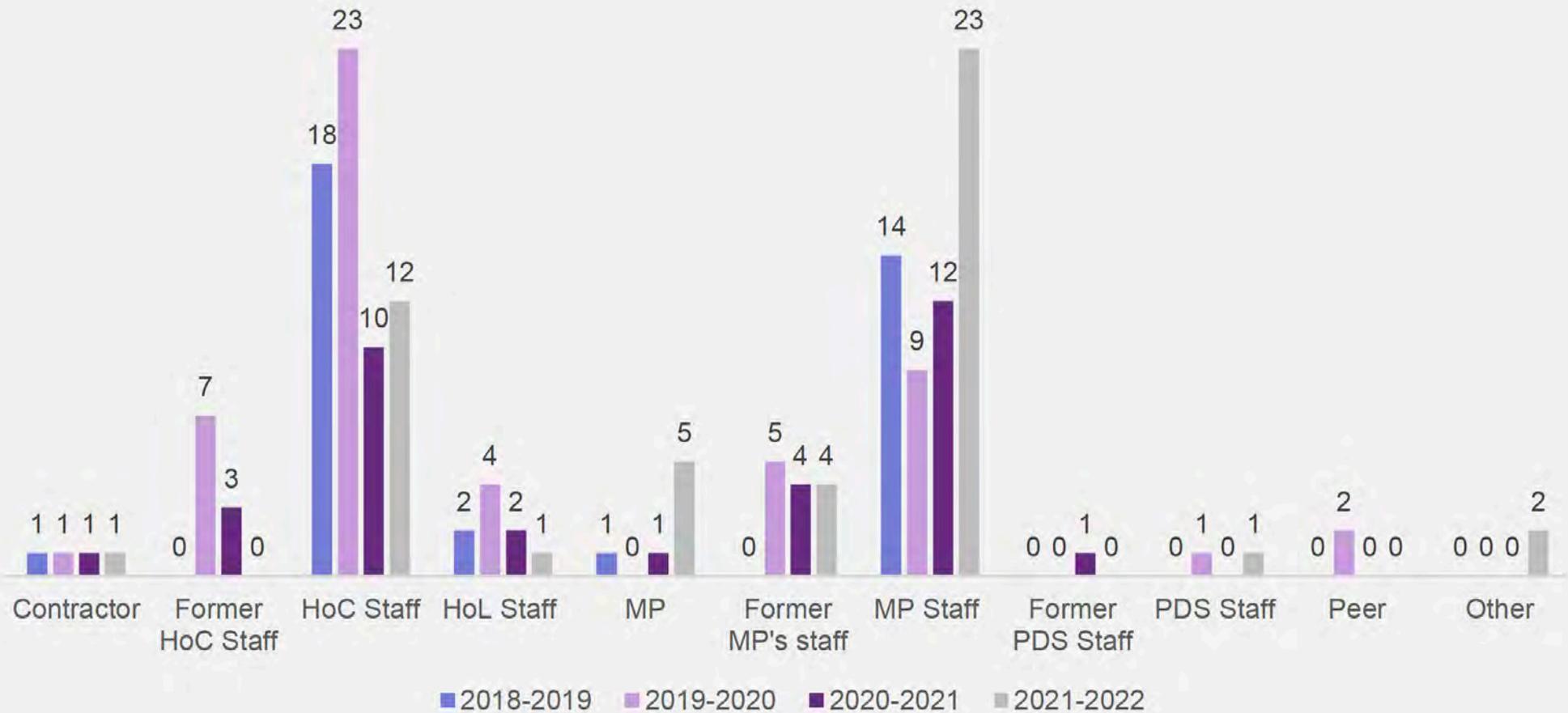
Chart 7a - Completed investigations with a recorded outcome - Sexual Misconduct vs. Bullying & Harassment



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

申立人の属性

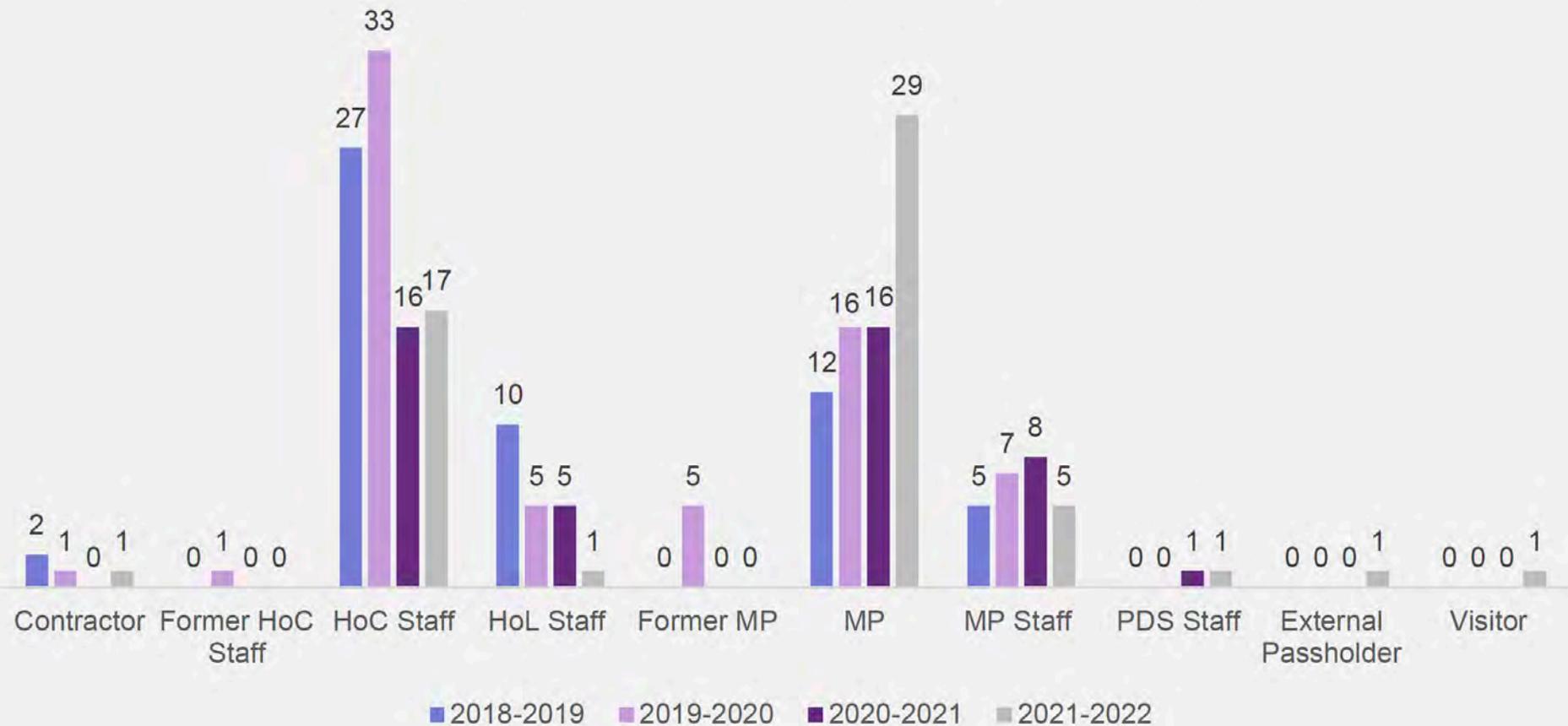
Chart 8 - Roles of those making a complaint



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

被申立人の属性

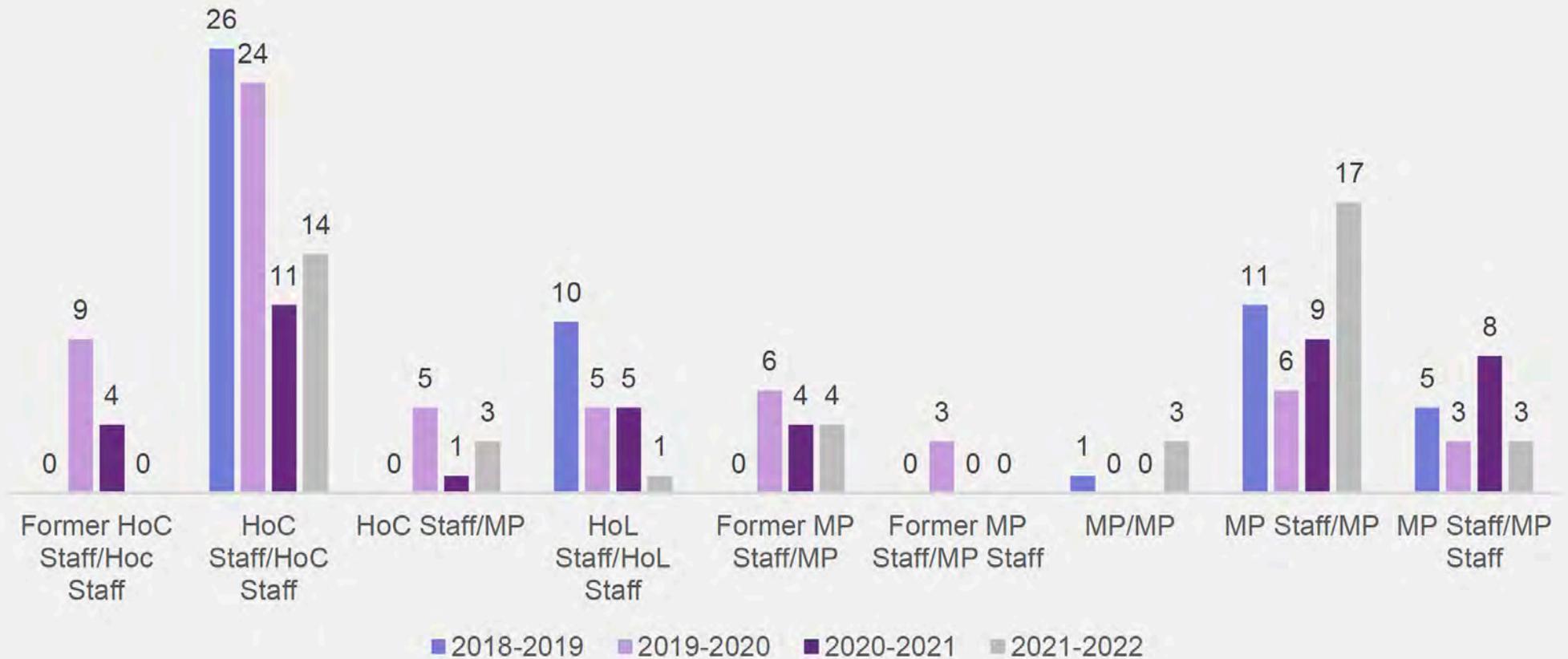
Chart 9 - Roles of those being complained about



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

申立人／被申立人のパターン

Chart 10 - Complainant / Respondent roles



出典：Independent Complaints and Grievance Scheme (ICGS), 2022. 4th Annual Report, July 2021-June 2022.

日本への示唆

調査の前の相談機能の強化、相談員の質保障

調査・処分に関する判断基準の透明性、公平性、比例性

インフォーマルな調停の整備

議員を処分する際の第三者性・透明性の確保

調査担当者および処分決定者の専門性の確保